

加東市地域防災計画【風水害対策編】(案) 新旧対照表

<p style="text-align: center;">第1編 総則（略）</p> <p style="text-align: center;">第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 基本方針（略）</p> <p>第2章 災害応急対策に係る備えの充実</p> <p>災害応急対策を迅速かつ有効に展開するために必要な体制、資機材等の備えの充実に努める。</p> <p>第1節～第2節（略）</p> <p>第3節 関係機関等との応援体制の整備</p> <p>大規模災害や広域的な災害に、国、県、近隣市町及び防災関係機関等と連携・協力して対処する体制の整備に努める。</p> <p>第1～第3（略）</p> <p>第4 応援・受援体制の整備</p> <p>市は、関西広域連合が作成した「関西広域応援・受援実施要綱」及び県が作成した「兵庫県災害時受援計画」「災害時応援受け入れガイドライン」等を参考に、応急対応時から復旧・復興までを見据えた受援計画を作成する。</p> <p>なお、応援職員の派遣にあたっては、<u>派遣職員の健康管理やマスク着用等の感染防止対策を徹底するとともに、応援職員の受け入れにあたっては、執務スペースの適切な空間の確保等を行い、新型コロナウイルスなどの感染症対策に配慮する。</u></p> <p>第5 広域避難・広域一時滞在の体制の整備（略）</p> <p>第4節 情報収集・伝達体制の強化</p> <p>災害に的確に対処ができるよう様々な情報を迅速に収集し伝達・連絡できる体制を整備する。整備にあたっては、有線・無線・衛星と多重化に努める。</p> <p>第1 災害時非常無線通信体制の充実強化</p>	<p style="text-align: center;">第1編 総則（略）</p> <p style="text-align: center;">第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 基本方針（略）</p> <p>第2章 災害応急対策に係る備えの充実</p> <p>災害応急対策を迅速かつ有効に展開するために必要な体制、資機材等の備えの充実に努める。</p> <p>第1節～第2節（略）</p> <p>第3節 関係機関等との応援体制の整備</p> <p>大規模災害や広域的な災害に、国、県、近隣市町及び防災関係機関等と連携・協力して対処する体制の整備に努める。</p> <p>第1～第3（略）</p> <p>第4 応援・受援体制の整備</p> <p>市は、関西広域連合が作成した「関西広域応援・受援実施要綱」及び県が作成した「兵庫県災害時受援計画」「災害時応援受け入れガイドライン」等を参考に、応急対応時から復旧・復興までを見据えた受援計画を作成する。</p> <p>なお、応援職員の派遣にあたっては、<u>職員が現地において自活できるような資機材や装備品等を携帯させるよう留意し</u>、派遣職員の健康管理やマスク着用等の感染防止対策を徹底するとともに、応援職員の受け入れにあたっては、執務スペースの適切な空間の確保等を行い、新型コロナウイルスなどの感染症対策に配慮する。</p> <p><u>また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員に対して紹介できる、ホテル、旅館、避難所に指定されていない公共施設など仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</u></p> <p>第5 広域避難・広域一時滞在の体制の整備（略）</p> <p>第4節 情報収集・伝達体制の強化</p> <p>災害に的確に対処ができるよう様々な情報を迅速に収集し伝達・連絡できる体制を整備する。整備にあたっては、有線・無線・衛星と多重化に努める。</p> <p>第1 災害時非常無線通信体制の充実強化</p>	<p>県地域防災計画に伴う追記</p> <p>県地域防災計画に伴う追記</p>
---	---	---

【新旧対照表（地域防災計画（風水害対策編））】

＜現 行＞

＜改 正 後＞

＜修正理由＞

防災関係機関と連携して、災害時に加入電話又は携帯電話等が使用できない時、または利用することが著しく困難な場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図ることとし、近畿地方非常通信協議会の活動を通して、_____県の実施する非常通信体制の整備_____
_____に充実に協力する。

第2～第7（略）

第5節 防災拠点の整備（略）

第6節 火災予防対策の推進

火災に対する予防及び防御体制について定める。

第1 出火防止・初期消火体制の整備

1 火災予防対策

(1) 一般予防対策

市は、次の対策を講じる。

① _____予防消防行政等を強化するとともに、広報活動により防火思想の普及徹底と、予防消防の根本である防火意識の高揚を図る_____

② 地域の自主防災組織や事業所における自衛消防を育成強化し、防火防災教育を充実することにより、災害の未然防止、災害時の被害の軽減を図る。

③ 火を使用する設備・器具の所有者・使用者に対して、北はりま消防組合火災予防条例に基づき火災の予防に努める。

④ 消防法に基づく予防査察を計画的に実施し、地域における防火対象物の実態を把握するとともに、火災予防に対する指導を強化する。

(2) 建築物の火災予防

市は、次の対策を講じる。

① 火災発生時の類焼等の危険性を低減し、市街地の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画区域において、道路・公園等の空間、防火水槽等防災施設の整備に努める。また、石油類等の貯蔵施設・工場、住宅等が混在する区域については、火災予防のため、用途地域の指定を検討する。

② 建築物の新築等に当たっては、防火上の観点からその計画を審査することにより、建築物それぞれについて、あらかじめ火災予防を図る。

(3) 特定防火対象物等の火災予防

市は、次の対策を講じる。

① 防火セーフティマークの表示指導

法令で義務化された対象物について、防火対象物定期点検報告制度を遵守させるとともに、点検基準に適合した対象物については、防火セーフティマークの表示を指導し、利用者の安全確保体制を確立する。

② 消防法令違反に対する是正指導の推進

不特定多数の者が出入りする防火対象物で、消防用設備等の設置義務違反に対して是正促進を行うなど、人命が危険となる防火対象物の一掃を図る。

(4) 林野火災予防対策

市は、次の対策を講じる。

① 広域的、総合的消防防災体制の確立

防災関係機関と連携して、災害時に加入電話又は携帯電話等が使用できない時、または利用することが著しく困難な場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図ることとし、近畿地方非常通信協議会の活動を通して、衛星通信等を活用した県の実施する非常通信体制の整備及びネットワーク（有線・無線）の多重化等による充実に協力する。

第2～第7（略）

第5節 防災拠点の整備（略）

第6節 火災予防対策の推進

火災に対する予防及び防御体制について定める。

第1 出火防止・初期消火体制の整備

1 火災予防対策

(1) 一般予防対策

市は、次の対策を講じる。

① 消防予防消防行政を強化するとともに、広報活動により防火思想の普及徹底と、予防消防の根本である防火意識の高揚を図るほか、あわせて消火・防火機器の普及に努める。また、立入検査等を強化する。

② 地域の自主防災組織や事業所における自衛消防を育成強化し、防火防災教育を充実することにより、災害の未然防止、災害時の被害の軽減を図る。

③ 火を使用する設備・器具の所有者・使用者に対して、北はりま消防組合火災予防条例に基づき火災の予防に努める。

④ 消防法に基づく予防査察を計画的に実施し、地域における防火対象物の実態を把握するとともに、火災予防に対する指導を強化する。

(2) 建築物の火災予防

市は、次の対策を講じる。

① 火災発生時の類焼等の危険性を低減し、市街地の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画区域において、道路・公園等の空間、防火水槽等防災施設の整備に努める。また、石油類等の貯蔵施設・工場、住宅等が混在する区域については、火災予防のため、用途地域の指定を検討する。

② 建築物の新築等に当たっては、防火上の観点からその計画を審査することにより、建築物それぞれについて、あらかじめ火災予防を図る。

(3) 特定防火対象物等の火災予防

市は、次の対策を講じる。

① 防火セーフティマークの表示指導

法令で義務化された対象物について、防火対象物定期点検報告制度を遵守させるとともに、点検基準に適合した対象物については、防火セーフティマークの表示を指導し、利用者の安全確保体制を確立する。

② 消防法令違反に対する是正指導の推進

不特定多数の者が出入りする防火対象物で、消防用設備等の設置義務違反に対して是正促進を行うなど、人命が危険となる防火対象物の一掃を図る。

(4) 林野火災予防対策

市は、次の対策を講じる。

① 広域的、総合的消防防災体制の確立

県地域防災計画に伴う追記

県地域防災計画に伴う追記

【新旧対照表（地域防災計画（風水害対策編））】

<現 行>

<改 正 後>

<修正理由>

<p>市及びその他の防災関係機関は、相互に連携を密にし、林野火災の発生防止及び火災による損害を軽減して森林資源の確保を図る。</p> <p>林野火災に対処するため消防団員を確保するとともに、林野火災多発期における常備体制、林野火災警報時における警戒体制、林野火災を考慮した消防団の編成その他林野火災に対処する組織を確立するよう努める。</p> <p>② 自衛消防組織の育成 地域の実情に応じ、林野の所有者等による自衛消防隊その他自主防災組織などの防火組織の育成強化を図る。</p> <p>③ 出火防止対策 林野火災の出火原因の大部分が失火であることにかんがみ、出火防止に関する啓発の強化、火災多発危険期における巡視及び監視の徹底を図る。</p> <p>④ 消防戦術及び装備の近代化 火災の発生に際して被害の軽減を図るため、防火線、林道等の構築、林野火災の特性に対処し得る消防用資機材の整備を推進する。</p> <p>また、消防団幹部等において市所有の無人航空機（ドローン）を活用することで、火災の状況把握及び消防団の適正配置を行うことができ、また、その情報を北はりま消防本部へ提供することにより、被害の拡大防止に努める。</p> <p>⑤ 自衛隊の派遣要請 林野火災において、県が自衛隊の出動を要請した場合に、自衛隊が常備していない消火用資機材については本市において貸与するものとし、これら消防用資機材について、兵庫県、森林管理署又は森林組合等における保有数を把握し、発災時に速やかに調達できるよう協議を行う。</p>	<p>市及びその他の防災関係機関は、相互に連携を密にし、林野火災の発生防止及び火災による損害を軽減して森林資源の確保を図る。</p> <p>林野火災に対処するため消防団員を確保するとともに、林野火災多発期における常備体制、林野火災警報時における警戒体制、林野火災を考慮した消防団の編成その他林野火災に対処する組織を確立するよう努める。</p> <p>② 自衛消防組織の育成 地域の実情に応じ、林野の所有者等による自衛消防隊その他自主防災組織などの防火組織の育成強化を図る。</p> <p>③ 出火防止対策 林野火災の出火原因の大部分が失火であることにかんがみ、出火防止に関する啓発の強化、火災多発危険期における巡視及び監視の徹底を図る。</p> <p>④ 消防戦術及び装備の近代化 火災の発生に際して被害の軽減を図るため、防火線、林道等の構築、林野火災の特性に対処し得る消防用資機材の整備を推進する。</p> <p>また、消防団幹部等において市所有の無人航空機（ドローン）を活用することで、火災の状況把握及び消防団の適正配置を行うことができ、また、その情報を北はりま消防本部へ提供することにより、被害の拡大防止に努める。</p> <p>⑤ 自衛隊の派遣要請 林野火災において、県が自衛隊の出動を要請した場合に、自衛隊が常備していない消火用資機材については本市において貸与するものとし、これら消防用資機材について、兵庫県、森林管理署又は森林組合等における保有数を把握し、発災時に速やかに調達できるよう協議を行う。</p>	
<p>第2 消防力の強化（略）</p>	<p>第2 消防力の強化（略）</p>	
<p>第7節～第8節（略）</p>	<p>第7節～第8節（略）</p>	
<p>第9節 緊急輸送体制の整備</p>	<p>第9節 緊急輸送体制の整備</p>	
<p>災害発生後、救助・救急・医療・消火活動を迅速に行うため、また、被災者に緊急物資を供給するため、あらかじめ緊急輸送道路を定める。</p>	<p>災害発生後、救助・救急・医療・消火活動を迅速に行うため、また、被災者に緊急物資を供給するため、あらかじめ緊急輸送道路を定める。</p>	
<p>第1 緊急輸送道路ネットワークの形成</p>	<p>第1 緊急輸送道路ネットワークの形成</p>	
<p>1 緊急輸送道路の設定（略）</p>	<p>1 緊急輸送道路の設定（略）</p>	
<p>2 維持管理 道路管理者は、緊急輸送道路について、日頃から整備・点検に努めるとともに、災害発生時に万一被災した場合には、迅速な復旧に努めるものとする。</p>	<p>2 維持管理 道路管理者は、緊急輸送道路について、日頃から整備・点検に努めるとともに、災害発生時に万一被災した場合には、<u>生活インフラ事業者・関係機関等と連携強化を図り</u>、迅速な復旧に努めるものとする。</p>	<p>県地域防災計画に伴う追記</p>
<p>3 通行の確保（略）</p>	<p>3 通行の確保（略）</p>	
<p>第2～第3（略）</p>	<p>第2～第3（略）</p>	

第10節 避難対策の充実

災害時における避難及び避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るための体制整備について定める。

第1 避難所等の指定

公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等及び想定最大規模降雨に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される「指定緊急避難場所」及び被災者が避難生活を送るための「指定避難所」をあらかじめ指定する。また、指定避難所等については、日本工業規格に基づく図記号を使用した標識のほか、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により市民に対して周知徹底を図る。

市は、図記号を使用した標識の見方に関する周知に努める。

1 指定緊急避難場所（略）

2 指定避難所

浸水想定区域による最大規模の避難者数 9,393 人（令和2年度加東市風水害ハザードマップ作成時の推計より床上浸水となる 0.5m以上の区域内における推計居住人口）を収容できる避難所を確保する。

(1) 指定基準

指定避難所の指定基準は次のとおりとし、指定避難所は指定緊急避難場所と相互に兼ねることができる。

- ・被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するもので、県被害想定による最大規模の避難者数を収容できる避難所を確保し、1施設あたりの収容者数は概ね数百人程度までとする。（規模条件）
- ・速やかに被災者等の受入れ、生活関連物資の配布が可能な構造・設備を有するもの（構造条件）
- ・想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること（立地条件）
- ・車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるものであること（交通条件）
- ・要配慮者の滞在を想定し、バリアフリー化や、相談・介助等の支援体制に配慮する。

(2) 指定順位

避難所を指定する場合の順位は、原則として次の通りとし、施設管理者の同意を得た上で指定する。

- ・公立小、中学校
- ・その他公立学校
- ・公民館
- ・その他の公共施設（社会教育施設、福祉センター、文化・スポーツ施設等）
- ・その他の民間の施設（集会施設、体育施設、宿泊施設、寺社仏閣、社会福祉施設等）

(3) 広域避難及び広域一時滞在への配慮

- ・指定避難所を指定する際に併せて広域避難及び広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町からの被災住民を受け入れることができる避難所をあらかじめ決定しておくよう努め、その際には、施設管理者に対し、広域避難及び広域一時滞在の用に供する避難所になりうることにについて同意を得るよう努める。
- ・大規模広域災害のおそれがある場合又は大規模広域災害発生時に円滑な広域避難又は広域一時滞在が可能となるよう、他の市町との広域避難及び広域一時滞在に係る応援協定の締結や被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者との協定の締結など、発災時の具体的な避難、受入れ方法を含めた手順等を定めることに努める。
- ・県その他防災関係機関と関係者間で適切な役割分担を行った上で、具体的なオペレーション等を定めておくよう努める。その際、加古川減災対策協議会及び東播磨・北播磨・丹波（加古川流域圏）地域総合治水推進協議会など既存の枠組みを活用し、関係者間での協力体制の構築等に努める。

第10節 避難対策の充実

災害時における避難及び避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るための体制整備について定める。

第1 避難所等の指定

公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等及び想定最大規模降雨に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される「指定緊急避難場所」及び被災者が避難生活を送るための「指定避難所」をあらかじめ指定する。また、指定避難所等については、日本工業規格に基づく図記号を使用した標識のほか、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により市民に対して周知徹底を図る。

市は、図記号を使用した標識の見方に関する周知に努める。

1 指定緊急避難場所（略）

2 指定避難所

浸水想定区域による最大規模の避難者数 9,393 人（令和2年度加東市風水害ハザードマップ作成時の推計より床上浸水となる 0.5m以上の区域内における推計居住人口）を収容できる避難所を確保する。

(1) 指定基準

指定避難所の指定基準は次のとおりとし、指定避難所は指定緊急避難場所と相互に兼ねることができる。

- ・被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するもので、県被害想定による最大規模の避難者数を収容できる避難所を確保し、1施設あたりの収容者数は概ね数百人程度までとする。（規模条件）
- ・速やかに被災者等の受入れ、生活関連物資の配布が可能な構造・設備を有するもの（構造条件）
- ・想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること（立地条件）
- ・車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるものであること（交通条件）
- ・要配慮者の滞在を想定し、バリアフリー化や、相談・介助等の支援体制に配慮する。

(2) 指定順位

避難所を指定する場合の順位は、原則として次の通りとし、施設管理者の同意を得た上で指定する。

- ・公立小、中学校
- ・その他公立学校
- ・公民館
- ・その他の公共施設（社会教育施設、福祉センター、文化・スポーツ施設等）
- ・その他の民間の施設（集会施設、体育施設、宿泊施設、寺社仏閣、社会福祉施設等）

(3) 広域避難及び広域一時滞在への配慮

- ・指定避難所を指定する際に併せて広域避難及び広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町からの被災住民を受け入れることができる避難所をあらかじめ決定しておくよう努め、その際には、施設管理者に対し、広域避難及び広域一時滞在の用に供する避難所になりうることにについて同意を得るよう努める。
- ・大規模広域災害のおそれがある場合又は大規模広域災害発生時に円滑な広域避難又は広域一時滞在が可能となるよう、他の市町との広域避難及び広域一時滞在に係る応援協定の締結や被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者との協定の締結など、発災時の具体的な避難、受入れ方法を含めた手順等を定めることに努める。
- ・県その他防災関係機関と関係者間で適切な役割分担を行った上で、具体的なオペレーション等を定めておくよう努める。その際、加古川減災対策協議会及び東播磨・北播磨・丹波（加古川流域圏）地域総合治水推進協議会など既存の枠組みを活用し、関係者間での協力体制の構築等に努める。

【新旧対照表（地域防災計画（風水害対策編））】

<現 行>

<改 正 後>

<修正理由>

<p>(4) 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難所の場所について、標識、案内板、防災訓練の実施やハザードマップの作成・配布等により市民に周知する。 学校を避難所とする場合については、特に教育機能の早期回復に留意することとする。そのため、指定に当たって、教育委員会及び当該学校と十分協議し、平常時からの協力・連携体制の充実に努める。 指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な高齢者、障害者等の要配慮者のため、福祉避難所として指定避難所を指定し、必要な避難先を適切に確保するよう努める。 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。 福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入対象者を特定して公示する。その際、福祉避難所で受入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。 指定管理施設が指定避難所に指定されている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。 住民票の有無等に関わらず、避難してきた者を適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。 新型コロナウイルス 感染症 _____ を含む感染症対策について、避難所において感染症患者が発生した場合や有症状者の避難等に適切に対応できるよう、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局、加東健康福祉事務所が連携する。また、避難所での3密（密閉・密集・密接）を回避するため、必要に応じて、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。 _____ <hr/> <ul style="list-style-type: none"> 指定避難所は、一定期間避難生活を送るための施設であるため、災害種別による区分けはないが、指定緊急避難場所は、災害が発生した際に、緊急的に身の安全を守るための施設であるため、地震又は洪水には対応できない施設がある。指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から市民等へ周知徹底するよう努める。 自動車避難又は車中泊避難については、推奨するものではないが、ペット避難、新型コロナウイルス 感染症 _____ を含む感染症の自宅療養者等の避難先として活用する可能性もあることから、地域の実情を踏まえ、自動車避難又は車中泊避難を受け入れる地域では、適切な対応がとれるよう、体制整備等を検討しておく必要がある。 _____ <hr/> <p>第2～第9 （略）</p>	<p>(4) 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難所の場所について、標識、案内板、防災訓練の実施やハザードマップの作成・配布等により市民に周知する。 学校を避難所とする場合については、特に教育機能の早期回復に留意することとする。そのため、指定に当たって、教育委員会及び当該学校と十分協議し、平常時からの協力・連携体制の充実に努める。 指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な高齢者、障害者等の要配慮者のため、福祉避難所として指定避難所を指定し、必要な避難先を適切に確保するよう努める。 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。 福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入対象者を特定して公示する。その際、福祉避難所で受入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。 指定管理施設が指定避難所に指定されている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。 住民票の有無等に関わらず、避難してきた者を適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。 新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症含む。）を含む感染症対策について、避難所において感染症患者が発生した場合や有症状者の避難等に適切に対応できるよう、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局、加東健康福祉事務所が連携する。また、避難所での3密（密閉・密集・密接）を回避するため、必要に応じて、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。 <u>これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努める。</u> 指定避難所は、一定期間避難生活を送るための施設であるため、災害種別による区分けはないが、指定緊急避難場所は、災害が発生した際に、緊急的に身の安全を守るための施設であるため、地震又は洪水には対応できない施設がある。指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から市民等へ周知徹底するよう努める。 自動車避難又は車中泊避難については、推奨するものではないが、ペット避難、新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症含む。）含む感染症の自宅療養者等の避難先として活用する可能性もあることから、地域の実情を踏まえ、自動車避難又は車中泊避難を受け入れる地域では、適切な対応がとれるよう、体制整備等を検討しておく必要がある。 <u>その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。</u> <u>在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援対策を検討するよう努める。</u> <hr/> <p>第2～第9 （略）</p>	<p>県地域防災計画に伴う修正</p> <p>県地域防災計画に伴う追記</p> <p>県地域防災計画に伴う修正</p> <p>県地域防災計画に伴う追記</p>
--	--	---

	<p>第10 在宅避難者等への支援</p> <p><u>在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。</u></p>	<p>県地域防災計画に伴う追記</p>
<p>第11節 備蓄体制等の整備</p> <p>災害発生直後に必要となる食料、物資等の備蓄、調達体制の整備について定める。</p> <p>第1 基本方針</p> <p>(1) 市は、市民に対し、平常時から最低限3日間、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、生活必需物資を備蓄するよう、地区（自治会）及び自主防災組織等を通じて啓発することとする。</p> <p>(2) 市民の備蓄を補完するため、山崎断層地震被害想定における市の最大避難者数（9,635人）を基準に、現物備蓄及び調達（流通在庫備蓄）により食料・生活必需物資の供給体制の整備に努める。</p> <p>(3) 市、その他の防災関係機関は、災害対策要員の必要分として、常時3日分の備蓄に努める。</p> <p>(4) 市は、備蓄物資等の調達・輸送に関し、国の物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図るよう努める。また、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、同システムを活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。</p> <p>(5) 市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるように、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。</p>	<p>第11節 備蓄体制等の整備</p> <p>災害発生直後に必要となる食料、物資等の備蓄、調達体制の整備について定める。</p> <p>第1 基本方針</p> <p>(1) 市は、市民に対し、平常時から最低限3日間、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、生活必需物資を備蓄するよう、地区（自治会）及び自主防災組織等を通じて啓発することとする。</p> <p>(2) 市民の備蓄を補完するため、山崎断層地震被害想定における市の最大避難者数（9,635人）を基準に、現物備蓄及び調達（流通在庫備蓄）により食料・生活必需物資の供給体制の整備に努める。</p> <p>(3) 市、その他の防災関係機関は、災害対策要員の必要分として、常時3日分の備蓄に努める。</p> <p>(4) 市は、備蓄物資等の調達・輸送に関し、国の物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図るよう努める。また、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、同システムを活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。</p> <p>(5) 市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設し、<u>運営に必要な人員や資機材を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。</u>また、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。</p>	<p>県地域防災計画に伴う修正</p>
<p>第2～第6 （略）</p> <p>第12節～第14節 （略）</p> <p>第15節 災害ボランティア活動の支援体制の整備</p> <p>大規模災害が発生し、救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合など、円滑な災害応急活動の推進にボランティアの参画が必要な場合を想定し、平常時から災害ボランティア活動の_____支援体制の整備等に努める。</p>	<p>第2～第6 （略）</p> <p>第12節～第14節 （略）</p> <p>第15節 災害ボランティア活動の支援体制の整備</p> <p>大規模災害が発生し、救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合など、円滑な災害応急活動の推進にボランティアの参画が必要な場合を想定し、平常時から災害ボランティア活動<u>における関係機関との役割分担や</u>支援体制の整備等に努める。</p>	<p>県地域防災計画に伴う追記</p>
<p>第1 災害ボランティア受入計画の作成 （略）</p> <p>第2 受入体制の整備</p> <p>市及び社会福祉協議会は、県内で大規模災害等が発生した場合に備え、災害ボランティアセンターの設置など、主に次の事項を内容とする災害ボランティアの受入れ体制の整備に努める。</p> <p>(1) 行政機関、市民、ボランティア団体等とのネットワークの構築</p>	<p>第1 災害ボランティア受入計画の作成 （略）</p> <p>第2 受入体制の整備</p> <p>市及び社会福祉協議会は、県内で大規模災害等が発生した場合に備え、災害ボランティアセンターの設置など、主に次の事項を内容とする災害ボランティアの受入れ体制の整備に努める。</p> <p>(1) 行政機関、市民、ボランティア団体等とのネットワークの構築</p>	

【新旧対照表（地域防災計画（風水害対策編））】

＜現 行＞	＜改 正 後＞	＜修正理由＞
<p>(2) 災害時に活動できるボランティア・コーディネーターの育成支援 (3) 災害ボランティア対応に関する行政職員等の資質の向上</p> <p>また、地域防災計画の作成にあたり、社会福祉協議会、日本赤十字社その他のボランティア団体との意見交換の場を持つとともに、これらの団体が積極的に参画できる防災訓練（災害ボランティアの受入訓練、避難所運営に関する訓練、災害ボランティアと行政や地域住民等が連携した訓練等）の実施_____に努める。</p> <p>第3～第4 （略）</p> <p>第16節～第20節 （略）</p> <p>第3章 市民参加による地域防災力・減災力の向上</p> <p>「災害は必ずやってくる、明日にもやってくる」という現実及び「減災」の視点に立ち、まさかの事態を想定した日頃の準備を進め、防災意識の啓発、教育・訓練等の充実を図る。</p> <p>第1節 防災に関する学習等の充実</p> <p>市民及び職員に対する防災意識及び知識の普及、高揚を図るため、防災学習の推進に努める。</p> <p>第1 市民に対する防災思想の普及 （略）</p> <p>第2 災害教訓の伝承支援</p> <p>過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の_____持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとし、市民が災害教訓を伝承する取組を支援する。</p> <p>第3～第7 （略）</p> <p>第2節～第3節 （略）</p> <p>第4節 消防団の充実強化</p> <p>地域防災力の充実強化は、市民、自主防災組織、消防団（水防団兼務）、市町、県、国等の多様な主体が適切に役割分担しながら相互に連携協力して取り組むことが重要であり、災害発生直後に、地域で即時に対応することができる消防機関である消防団がその中核的な役割を果たすことを踏まえ、消防団の充実強化に関する事項について定める。</p> <p>第1 内容</p>	<p>(2) 災害時に活動できるボランティア・コーディネーターの育成支援 (3) 災害ボランティア対応に関する行政職員等の資質の向上</p> <p>また、地域防災計画の作成にあたり、社会福祉協議会、日本赤十字社その他のボランティア団体との意見交換の場を持つとともに、これらの団体が積極的に参画できる防災訓練（災害ボランティアの受入訓練、避難所運営に関する訓練、災害ボランティアと行政や地域住民等が連携した訓練等）の実施<u>等により、災害中間支援組織の育成・強化</u>に努める。</p> <p>第3～第4 （略）</p> <p>第16節～第20節 （略）</p> <p>第3章 市民参加による地域防災力・減災力の向上</p> <p>「災害は必ずやってくる、明日にもやってくる」という現実及び「減災」の視点に立ち、まさかの事態を想定した日頃の準備を進め、防災意識の啓発、教育・訓練等の充実を図る。</p> <p>第1節 防災に関する学習等の充実</p> <p>市民及び職員に対する防災意識及び知識の普及、高揚を図るため、防災学習の推進に努める。</p> <p>第1 市民に対する防災思想の普及 （略）</p> <p>第2 災害教訓の伝承支援</p> <p>過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の<u>自然災害伝承碑が</u>持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとし、市民が災害教訓を伝承する取組を支援する。</p> <p>第3～第7 （略）</p> <p>第2節～第3節 （略）</p> <p>第4節 消防団の充実強化</p> <p>地域防災力の充実強化は、市民、自主防災組織、消防団（水防団兼務）、市町、県、国等の多様な主体が適切に役割分担しながら相互に連携協力して取り組むことが重要であり、災害発生直後に、地域で即時に対応することができる消防機関である消防団がその中核的な役割を果たすことを踏まえ、消防団の充実強化に関する事項について定める。</p> <p>第1 内容</p>	<p>県地域防災計画に伴う追記</p> <p>県地域防災計画に伴う追記</p>

<p>1 実施機関等（略）</p> <p>2 充実強化対策</p> <p>(1) 市の取り組み</p> <p>市は、消防団の充実強化を図るため、次の事業を推進する。</p> <p>① 消防団と自主防災組織等が連携して行う訓練、研修の実施</p> <p>② 消防団員に対する_____教育訓練の実施</p> <p>③ 消防団活動の安全管理マニュアルの策定</p> <p>④ 消防団員の処遇の改善</p> <p>⑤ 消防団の<u>装備</u>_____の改善</p> <p>⑥ 消防団の活動拠点施設の整備</p> <p>⑦ 女性消防団員の確保に向けた加入促進活動・環境整備</p> <p>⑧ 消防団協力事業所表示制度、機能別消防団員制度等による消防団員の確保</p> <p>⑨ 大学等の協力による消防団員の確保</p> <p>⑩ 市民等に対する広報啓発活動による消防団への加入促進</p> <p>第5節 企業等の地域防災活動への参画促進（略）</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな防災基盤の整備</p> <p>「減災」の視点に立った都市構造の整備、強化に努める。</p> <p>第1節～第5節（略）</p> <p>第6節 ライフライン関係施設の整備</p> <p>市域における、電力、ガス、電気通信、上下水道のライフライン施設の防災性及び代替性を確保し、災害に強いライフラインづくりを目指す。</p> <p>第1～第3（略）</p> <p>第4 水道施設の整備等</p> <p>災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせず、迅速な復旧を可能にする水道施設の整備と、それに関連する防災対策について定める。水道事業者は、以下のとおり進める。</p> <p>1 水道施設の整備（略）</p> <p>2 水道施設の保守点検</p> <p>水道施設の維持管理に当たり、取水、導水、浄水、送水、配水施設等の巡回点検を行う。</p> <p>_____</p> <p>3～10（略）</p>	<p>1 実施機関等（略）</p> <p>2 充実強化対策</p> <p>(1) 市の取り組み</p> <p>市は、消防団の充実強化を図るため、次の事業を推進する。</p> <p>① 消防団と自主防災組織等が連携して行う訓練、研修の実施</p> <p>② 消防団員に対する<u>必要な資格の取得など実践的な</u>教育訓練の実施</p> <p>③ 消防団活動の安全管理マニュアルの策定</p> <p>④ 消防団員の処遇の改善</p> <p>⑤ 消防団の<u>車両・資機材等</u>の改善</p> <p>⑥ 消防団の活動拠点施設の整備</p> <p>⑦ 女性消防団員の確保に向けた加入促進活動・環境整備</p> <p>⑧ 消防団協力事業所表示制度、機能別消防団員制度等による消防団員の確保</p> <p>⑨ 大学等の協力による消防団員の確保</p> <p>⑩ 市民等に対する広報啓発活動による消防団への加入促進</p> <p>第5節 企業等の地域防災活動への参画促進（略）</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな防災基盤の整備</p> <p>「減災」の視点に立った都市構造の整備、強化に努める。</p> <p>第1節～第5節（略）</p> <p>第6節 ライフライン関係施設の整備</p> <p>市域における、電力、ガス、電気通信、上下水道のライフライン施設の防災性及び代替性を確保し、災害に強いライフラインづくりを目指す。</p> <p>第1～第3（略）</p> <p>第4 水道施設の整備等</p> <p>災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせず、迅速な復旧を可能にする水道施設の整備と、それに関連する防災対策について定める。水道事業者は、以下のとおり進める。</p> <p>1 水道施設の整備（略）</p> <p>2 水道施設の保守点検</p> <p>水道施設の維持管理に当たり、取水、導水、浄水、送水、配水施設等の巡回点検を行う。</p> <p><u>また、災害発生時に万一被災した場合には、生活インフラ事業者・関係機関等と連携強化を図り、迅速な復旧に努める。</u></p> <p>3～10（略）</p>	<p>県地域防災計画に伴う追記</p> <p>県地域防災計画に伴う修正</p> <p>県地域防災計画に伴う追記</p>
---	---	---

<p>第5 下水道施設の整備等（略）</p> <p>第5章 その他の災害予防対策の推進（略）</p> <p style="text-align: center;">第3編 災害応急対策計画</p> <p>第1章 基本方針（略）</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>災害応急対策を円滑に展開するために必要な体制及び計画について定める。</p> <p>第1節 応急活動体制（略）</p> <p>第2節 情報の収集・伝達及び報告</p> <p>災害の応急対策を行う上で重要な資料となる情報の収集及び伝達、被害の調査及び報告について定める。</p> <p>第1 情報収集・伝達手段の確保（略）</p> <p>第2 気象情報等の収集伝達</p> <p>神戸地方気象台（以下「気象台」という。）等の発表する気象の情報及び河川情報等をフェニックス防災システム、インターネット、テレビ、ラジオ等で収集する。</p> <p>収集した気象情報等は必要に応じて、防災行政無線、CATV、かとう安全安心ネット、広報車等で市民に伝達する。</p> <p>1 気象情報</p> <p>(1) 警戒レベルを用いた防災情報の提供</p> <p>警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて5段階に分類した「居住者等がとるべき行動」と、その「行動を促す情報」（避難情報等：市町村が発令する避難情報と気象庁が発表する注意報等）とを関連付けるものである。</p> <p>「居住者等がとるべき行動」と「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより市民に伝達する。</p> <p>なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、<u>避難指示等</u>が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。</p> <p>(2) 特別警報・警報・注意報</p>	<p>第5 下水道施設の整備等（略）</p> <p>第5章 その他の災害予防対策の推進（略）</p> <p style="text-align: center;">第3編 災害応急対策計画</p> <p>第1章 基本方針（略）</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>災害応急対策を円滑に展開するために必要な体制及び計画について定める。</p> <p>第1節 応急活動体制（略）</p> <p>第2節 情報の収集・伝達及び報告</p> <p>災害の応急対策を行う上で重要な資料となる情報の収集及び伝達、被害の調査及び報告について定める。</p> <p>第1 情報収集・伝達手段の確保（略）</p> <p>第2 気象情報等の収集伝達</p> <p>神戸地方気象台（以下「気象台」という。）等の発表する気象の情報及び河川情報等をフェニックス防災システム、インターネット、テレビ、ラジオ等で収集する。</p> <p>収集した気象情報等は必要に応じて、防災行政無線、CATV、かとう安全安心ネット、広報車等で市民に伝達する。</p> <p>1 気象情報</p> <p>(1) 警戒レベルを用いた防災情報の提供</p> <p>警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「<u>居住者等がとるべき行動</u>」を5段階に分け、「<u>居住者等がとるべき行動</u>」と「<u>当該行動を居住者等に促す情報</u>」とを関連付けるものである。</p> <p>「居住者等がとるべき行動（<u>警戒レベル相当情報</u>）」と「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより市民に伝達する。</p> <p>なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、<u>避難情報</u>が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。</p> <p>(2) 特別警報・警報・注意報</p>	<p>県地域防災計画に伴う修正</p>
---	---	---------------------

【新旧対照表（地域防災計画（風水害対策編））】

＜現 行＞

＜改 正 後＞

＜修正理由＞

特別警報・警報・注意報の種類と概要は次に示すとおりである。		特別警報・警報・注意報の種類と概要は次に示すとおりである。		県地域防災計画に伴う修正
特別警報・警報・注意報の種類	概要	特別警報・警報・注意報の種類	概要	
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表する。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項を明記する。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項を明記する。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。	県地域防災計画に伴う修正
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表する。	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。	
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表する。	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。	
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表する。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。	
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項を明記する。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項を明記する。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	県地域防災計画に伴う修正
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。	
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。	
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。	
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。	県地域防災計画に伴う修正
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。	
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。	
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。	
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。	
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。	

【新旧対照表（地域防災計画（風水害対策編））】

＜現 行＞

雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加することもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかける。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表する。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表する。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表する。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるとときに発表する。

気象注意報・警報の種類と発表基準（神戸地方気象台）

区分	注意報名	基 準 等
気 象 注意報	風雪 (平均風速)	風雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 陸上12m/s以上 雪を伴う
	強風 (平均風速)	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 陸上12m/s以上
	大雨(雨量)	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 表面雨量指数7 土壌雨量指数99
	洪水(雨量)	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 流域雨量指数 東条川流域19.6、千鳥川流域12.2、三草川流域7.5 複合基準（表面雨量指数と流域雨量指数の組合せ）による基準値 加古川流域（5、37.3）、東条川流域（5、19.6） 千鳥川流域（5、10.4）、三草川流域（5、7.5）
	大雪(12時間降雪の深さ)	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 平地5cm以上 山地10cm以上
	雷	落雷等により被害が予想される場合
	乾燥	空気の乾燥によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 最小湿度40%以下で実効湿度60%以下
	濃霧(視程)	濃霧によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 陸上100m以下
	霜(最低気温)	霜によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 4月以降の晩霜 神戸4℃以下 姫路2℃以下
	低温 (最低気温)	低温によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 -4℃以下
着雪	着雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 24時間降雪の深さ20cm以上 気温2℃以下	
気象 警報	暴風 (平均風速)	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 平均風速 陸上20m/s以上
	暴風雪 (平均風速)	暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 平均風速 陸上20m/s以上 雪を伴う
	大雨(雨量)	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 表面雨量指数18 土壌雨量指数135
	洪水(雨量)	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 流域雨量指数 東条川流域24.6、千鳥川流域15.3、三草川流域9.4

＜改 正 後＞

雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加することもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかける。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表する。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表する。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表する。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるとときに発表する。

気象注意報・警報の種類と発表基準（神戸地方気象台）

区分	注意報名	基 準 等
気 象 注意報	風雪 (平均風速)	風雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 陸上12m/s以上 雪を伴う
	強風 (平均風速)	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 陸上12m/s以上
	大雨(雨量)	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 表面雨量指数7 土壌雨量指数99
	洪水(雨量)	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 流域雨量指数 東条川流域19.6、千鳥川流域12.2、三草川流域7.5 複合基準（表面雨量指数と流域雨量指数の組合せ）による基準値 加古川流域（5、37.3）、東条川流域（5、19.6） 千鳥川流域（5、10.4）、三草川流域（5、7.5）
	大雪(12時間降雪の深さ)	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 平地5cm以上 山地10cm以上
	雷	落雷等により被害が予想される場合
	乾燥	空気の乾燥によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 最小湿度40%以下で実効湿度60%以下
	濃霧(視程)	濃霧によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 陸上100m以下
	霜(最低気温)	霜によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 4月以降の晩霜 神戸4℃以下 姫路2℃以下
	低温 (最低気温)	低温によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 -4℃以下
着雪	着雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 24時間降雪の深さ20cm以上 気温2℃以下	
気象 警報	暴風 (平均風速)	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 平均風速 陸上20m/s以上
	暴風雪 (平均風速)	暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 平均風速 陸上20m/s以上 雪を伴う
	大雨(雨量)	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 表面雨量指数18 土壌雨量指数135
	洪水(雨量)	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 流域雨量指数 東条川流域24.6、千鳥川流域15.3、三草川流域9.4

＜修正理由＞

県地域防災計画に伴う修正

県地域防災計画に伴う追記

県地域防災計画に伴う追記

県地域防災計画に伴う追記

県地域防災計画に伴う修正

県地域防災計画に伴う修正

【新旧対照表（地域防災計画（風水害対策編））】

＜現 行＞

		複合基準（表面雨量指数と流域雨量指数の組合せ）による基準値 加古川流域（5、48.5）、千鳥川流域（5、11.6）、 三草川流域（5、9.3）
	大雪(12時間降雪の深さ)	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 平地10cm以上 山地20cm以上
特別 警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
記録的短時間大雨情報	大雨警報発表中に数年に1回程度しか起こらないような猛烈な雨が観測された場合 1時間雨量 110mm以上	

※ 気象予警報の地域細分区域は、兵庫県南部の播磨南東部に属する。

(3) 気象情報

気象の予報などについて、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合に発表する。大雨に関する情報、記録的短時間大雨情報、台風に関する情報などがある。

解 説	
台風に関する 情報	<ul style="list-style-type: none"> ・台風の接近によって災害が予想されるとき。 ・3時間毎に実況と予報（台風の中心気圧、最大風速、最大瞬間風速、風速25m/s以上の暴風域、風速15m/s以上の強風域、進路予想等）を各時刻の正時約50分後 ・台風が日本に近づき（300km以内）陸域に被害を及ぼす可能性が出てきた場合には、毎時の実況と1時間後の推定値、最大72時間先までの予報を3時間毎に発表
大雨に関する 情報	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨による災害の発生が予想されるとき。 ・雨量の実況と今後の見通し、予想される災害など。
記録的短時間 大雨情報	記録的短時間大雨情報とは、大雨警報を発表中に、数年に一度しか現れないような記録的な1時間雨量をアメダスで観測、もしくは解析雨量で解析したとき。
大雪に関する 情報	積雪による災害の発生が予想されるとき。 積雪の実況と今後の見通し、予想される災害など
強い冬型の気 圧配置に関する 情報	強い冬型の気圧配置となって、大雪や強い風等による災害の発生が予想されるとき。 積雪や風速などの実況と今後の見通し、予想される災害など。
黄砂に関する 情報	黄砂の飛来によって、航空等の交通機関や日常生活に広い範囲で影響がおよぶと予想されるとき。

(4) 水防活動用気象注意報・警報

気象台が発表する水防関係機関が水防活動の利用に適合する気象、洪水についての予報及び警報で大雨などによって水害の起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う水防活動用注意報、重大な水害の起こるおそれがある場合にその旨を警告して行う水防活動用警報

発表は、一般の利用に適合する予報・警報をもってなされる。（指定河川に対する洪水注意報・警報は除く。）

水防活動用気象注意報・警報の種類

水防活動用注意報・警報	一般の注意報・警報
-------------	-----------

＜改 正 後＞

＜修正理由＞

		複合基準（表面雨量指数と流域雨量指数の組合せ）による基準値 加古川流域（5、48.5）、千鳥川流域（5、11.6）、 三草川流域（5、9.3）
	大雪(12時間降雪の深さ)	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 平地10cm以上 山地20cm以上
特別 警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
記録的短時間大雨情報	大雨警報発表中に数年に1回程度しか起こらないような猛烈な雨が観測された場合 1時間雨量 110mm以上	

※ 気象予警報の地域細分区域は、兵庫県南部の播磨南東部に属する。

(3) 気象情報

気象の予報などについて、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合に発表する。大雨に関する情報、記録的短時間大雨情報、台風に関する情報などがある。

解 説	
台風に関する 情報	<ul style="list-style-type: none"> ・台風の接近によって災害が予想されるとき。 ・3時間毎に実況と予報（台風の中心気圧、最大風速、最大瞬間風速、風速25m/s以上の暴風域、風速15m/s以上の強風域、進路予想等）を各時刻の正時約50分後 ・台風が日本に近づき（300km以内）陸域に被害を及ぼす可能性が出てきた場合には、毎時の実況と1時間後の推定値、最大72時間先までの予報を3時間毎に発表
大雨に関する 情報	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨による災害の発生が予想されるとき。 ・雨量の実況と今後の見通し、予想される災害など。
記録的短時間 大雨情報	記録的短時間大雨情報とは、大雨警報を発表中に、数年に一度しか現れないような記録的な1時間雨量をアメダスで観測、もしくは解析雨量で解析したとき。
大雪に関する 情報	積雪による災害の発生が予想されるとき。 積雪の実況と今後の見通し、予想される災害など
強い冬型の気 圧配置に関する 情報	強い冬型の気圧配置となって、大雪や強い風等による災害の発生が予想されるとき。 積雪や風速などの実況と今後の見通し、予想される災害など。
黄砂に関する 情報	黄砂の飛来によって、航空等の交通機関や日常生活に広い範囲で影響がおよぶと予想されるとき。

(4) 水防活動用気象注意報・警報

気象台が発表する水防関係機関が水防活動の利用に適合する気象、洪水についての予報及び警報で大雨などによって水害の起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う水防活動用注意報、重大な水害の起こるおそれがある場合にその旨を警告して行う水防活動用警報

発表は、一般の利用に適合する予報・警報をもってなされる。（指定河川に対する洪水注意報・警報は除く。）

水防活動用気象注意報・警報の種類

水防活動用注意報・警報	一般の注意報・警報
-------------	-----------

【新旧対照表（地域防災計画（風水害対策編））】

＜現 行＞

＜改 正 後＞

＜修正理由＞

水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報

(5) 火災警報

気象台は、気象状況が「乾燥注意報」又は「強風注意報」と同一の基準に達した場合、消防法第22条第1項に基づき知事に対して火災気象通報を行うこととする。ただし、降雨、降雪中は通報しないこともある。

ア 乾燥注意報基準

実効湿度が兵庫県南部 60%、北部 70%以下で、最小相対湿度が 40%以下となる見込みのとき。

イ 強風注意報基準

陸上で兵庫県南部 12m/s、北部 10m/s、海上で 15m/s 以上の風が吹く見込みのとき。

火災気象通報を受けた知事は、直ちに市長に通報する。この通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認められるときは、火災警報を発する。

2 河川情報

(1) 浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布、流域雨量指数の予測値

神戸地方気象台は、気象庁ホームページによって浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）及び流域雨量指数の予測値を提供する。

種類	概要
浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
洪水キキクル （洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに__安全__確保が__必要__とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報

(5) 火災警報

気象台は、気象状況が「乾燥注意報」又は「強風注意報」と同一の基準に達した場合、消防法第22条第1項に基づき知事に対して火災気象通報を行うこととする。ただし、降雨、降雪中は通報しないこともある。

ア 乾燥注意報基準

実効湿度が兵庫県南部 60%、北部 70%以下で、最小相対湿度が 40%以下となる見込みのとき。

イ 強風注意報基準

陸上で兵庫県南部 12m/s、北部 10m/s、海上で 15m/s 以上の風が吹く見込みのとき。

火災気象通報を受けた知事は、直ちに市長に通報する。この通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認められるときは、火災警報を発する。

2 河川情報

(1) 浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布、流域雨量指数の予測値

神戸地方気象台は、気象庁ホームページによって浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）及び流域雨量指数の予測値を提供する。

種類	概要
浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 【5段階：必要とされる行動等】 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：各自の判断で屋内の浸水が及ばない階に移動 ・「警戒」（赤）：安全確保行動をとる準備が整い次第、早めの行動をとる。 ・「注意」（黄）：各自の判断で、住宅の地下室から地上に移動し、道路のアンダーパスには近づかないようにする。 ・「今後の情報等に注意」（白）：今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意
洪水キキクル （洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 【5段階：必要とされる行動等】 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

県地域防災計画に伴う追記

県地域防災計画に伴う追記

【新旧対照表（地域防災計画（風水害対策編））】

＜現 行＞

＜改 正 後＞

＜修正理由＞

	<ul style="list-style-type: none"> ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川については支線氾濫や下水道の氾濫の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

	<ul style="list-style-type: none"> ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 ・「今後の情報等に注意」（水色）：今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意。
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川については支線氾濫や下水道の氾濫の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

県地域防災計画に伴う追記

(2) 洪水予報

姫路河川国道事務所と気象台が共同して、指定する河川（加古川上流区域）において洪水により国民生活上重大な損害が生ずる氾濫のおそれについて予報を行うとともに、関係市町長に通知する。

(2) 洪水予報

姫路河川国道事務所と気象台が共同して、指定する河川（加古川上流区域）において洪水により国民生活上重大な損害が生ずる氾濫のおそれについて予報を行うとともに、関係市町長に通知する。

洪水予報の種類等と発表基準、警戒レベル

種類	情報名	発表基準	警戒レベル
「洪水注意報（発表）」又は「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 ・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき。 ・避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき。 	ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
	「氾濫発生情報」又は「氾濫発生情報（氾濫水の予報）」	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫が発生したとき。 ・氾濫が継続しているとき。 	新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	「洪水警報（発表）」又は「洪水警報」	<ul style="list-style-type: none"> ・急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき（国の機関が行う洪水予報のみ）。 ・氾濫危険水位に到達したとき。 ・氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき。 	いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	「氾濫警戒情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき。 ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 ・氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く。）。 	高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

洪水予報の種類等と発表基準、警戒レベル

種類	情報名	発表基準	警戒レベル
「洪水注意報（発表）」又は「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 ・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき。 ・避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき。 	ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
	「氾濫発生情報」又は「氾濫発生情報（氾濫水の予報）」	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫が発生したとき。 ・氾濫が継続しているとき。 	新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	「洪水警報（発表）」又は「洪水警報」	<ul style="list-style-type: none"> ・急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき（国の機関が行う洪水予報のみ）。 ・氾濫危険水位に到達したとき。 ・氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき。 	いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	「氾濫警戒情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき。 ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 ・氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く。）。 	高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

【新旧対照表（地域防災計画（風水害対策編））】

＜現 行＞

＜改 正 後＞

＜修正理由＞

		・避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く。）。	
「洪水注意報（警戒解除）」	「氾濫注意情報（警戒解除）」	・氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回ったとき（氾濫注意水位を下回った場合を除く。）。 ・氾濫警戒情報発表中に水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く。）。	ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	・氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき。	

		・避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く。）。	
「洪水注意報（警戒解除）」	「氾濫注意情報（警戒解除）」	・氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回ったとき（氾濫注意水位を下回った場合を除く。）。 ・氾濫警戒情報発表中に水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く。）。	ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	・氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき。	

対象区域

対象区域

加古川	左岸	多井田字大上 48 番地先から三木市別所町（美囊川合流点）まで
上流	右岸	上滝野字塩谷 1 番地 1 先から小野市黍田町まで

加古川	左岸	多井田字大上 48 番地先から三木市別所町（美囊川合流点）まで
上流	右岸	上滝野字塩谷 1 番地 1 先から小野市黍田町まで

基準となる水位観測所と水位

基準となる水位観測所と水位

観測所名	所在地	水 位			
		水防団待機 (通報)	はん濫注意 (警戒)	避難判断	はん濫危険 (特別警戒)
板波	西脇市高松町中川原	2.00m	3.50m	4.20m	5.00m

観測所名	所在地	水 位			
		水防団待機 (通報)	はん濫注意 (警戒)	避難判断	はん濫危険 (特別警戒)
板波	西脇市高松町中川原	2.00m	3.50m	4.20m	5.00m

(3) 水防警報

(3) 水防警報

国土交通大臣（姫路河川国道事務所）又は知事が、指定する河川において気象情報等から洪水による災害の発生が予想される場合、水防警報を発する。

国土交通大臣（姫路河川国道事務所）又は知事が、指定する河川において気象情報等から洪水による災害の発生が予想される場合、水防警報を発する。

① 国土交通大臣警報（姫路河川国道事務所）

① 国土交通大臣警報（姫路河川国道事務所）

警報の種類

警報の種類

種類	内 容
待機	水防団員の足留めを行うことを目的とし、主として気象予報に基づいて行われる。
準備	水防資器材の整備点検、水門等の開閉の準備、水防要員招集の準備、幹部の出動等に対するもので、上流の雨量に基づいて発令される。
出動	水防団員の出動の必要を警告して行うもので、上流の雨量又は水位に基づいて発令される。
解除	水防活動の終了の通知が行われる。
適宜水位	水位の上昇下降、滞水時間、最高水位、時刻等、水防活動上必要とする水位状況が通知される。

種類	内 容
待機	水防団員の足留めを行うことを目的とし、主として気象予報に基づいて行われる。
準備	水防資器材の整備点検、水門等の開閉の準備、水防要員招集の準備、幹部の出動等に対するもので、上流の雨量に基づいて発令される。
出動	水防団員の出動の必要を警告して行うもので、上流の雨量又は水位に基づいて発令される。
解除	水防活動の終了の通知が行われる。
適宜水位	水位の上昇下降、滞水時間、最高水位、時刻等、水防活動上必要とする水位状況が通知される。

警報の発令基準

待機	準備	出動	解除
はん濫注意（警戒） 水位に達する約3時間前	はん濫注意（警戒） 水位に達する約2時間前	はん濫注意（警戒） 水位に達する約1時間前	水防活動の必要がなくなったとき。

注) 待機及び準備の2段階は省略されることがある。

注) 警報を発令できないときは、理由を付して通知される。

指定河川と対象区域

加古川	左岸 多井田字大上 48 番地先から海まで
	右岸 上滝野字塩谷 1 番の 1 地先から海まで
東条川 (一部)	左岸 小野市久保木町字下川田 1211 番 3 地先から加古川への合流点まで
	右岸 小野市古川町字川ノ上 785 番 3 地先から加古川への合流点まで

基準となる水位観測所と水位

観測所名	所在地	水 位	
		水防団待機（通報）	はん濫注意（警戒）
国包	加古川市上荘町国包	1.50m	2.50m

② 知事警報

警報の種類

種類	内 容
第1号待機	事態の推移に応じて、直ちに水防活動に出動できるよう待機させるもの
第2号準備	水防事態が発生すれば、直ちに水防活動ができる態勢を準備させるもの
第3号出動	水防活動に出動させるもの
第4号解除	水防活動を終了させるもの

警報の発令基準（知事）

種類	標準的な発令基準
第1号（待機）	水位が水防団待機（通報）水位を概ね10cm上回り、さらに水位が上昇するおそれがあるとき。
第2号（準備）	水位が水防団待機（通報）水位とはん濫注意（警戒）水位の概ね2/3に達し、はん濫注意（警戒）水位に達するおそれがあるとき。 水防事態の発生が予想され、数時間の間に水防活動の必要が予想されるとき。
第3号（出動）	水位がはん濫注意（警戒）水位に達し、さらに水位が上昇するおそれがあるとき。 水防事態が切迫し、又は水防態勢の規模が大きくなったとき。
第4号（解除）	水位がはん濫注意（警戒）水位を下回り、今後水位上昇の見込みもなく、水防活動の必要がなくなったとき。

注) 待機及び準備の2段階は省略されることがある。

警報の発令基準

待機	準備	出動	解除
はん濫注意（警戒） 水位に達する約3時間前	はん濫注意（警戒） 水位に達する約2時間前	はん濫注意（警戒） 水位に達する約1時間前	水防活動の必要がなくなったとき。

注) 待機及び準備の2段階は省略されることがある。

注) 警報を発令できないときは、理由を付して通知される。

指定河川と対象区域

加古川	左岸 多井田字大上 48 番地先から海まで
	右岸 上滝野字塩谷 1 番の 1 地先から海まで
東条川 (一部)	左岸 小野市久保木町字下川田 1211 番 3 地先から加古川への合流点まで
	右岸 小野市古川町字川ノ上 785 番 3 地先から加古川への合流点まで

基準となる水位観測所と水位

観測所名	所在地	水 位	
		水防団待機（通報）	はん濫注意（警戒）
国包	加古川市上荘町国包	1.50m	2.50m

② 知事警報

警報の種類

種類	内 容
第1号待機	事態の推移に応じて、直ちに水防活動に出動できるよう待機させるもの
第2号準備	水防事態が発生すれば、直ちに水防活動ができる態勢を準備させるもの
第3号出動	水防活動に出動させるもの
第4号解除	水防活動を終了させるもの

警報の発令基準（知事）

種類	標準的な発令基準
第1号（待機）	水位が水防団待機（通報）水位を概ね10cm上回り、さらに水位が上昇するおそれがあるとき。
第2号（準備）	水位が水防団待機（通報）水位とはん濫注意（警戒）水位の概ね2/3に達し、はん濫注意（警戒）水位に達するおそれがあるとき。 水防事態の発生が予想され、数時間の間に水防活動の必要が予想されるとき。
第3号（出動）	水位がはん濫注意（警戒）水位に達し、さらに水位が上昇するおそれがあるとき。 水防事態が切迫し、又は水防態勢の規模が大きくなったとき。
第4号（解除）	水位がはん濫注意（警戒）水位を下回り、今後水位上昇の見込みもなく、水防活動の必要がなくなったとき。

注) 待機及び準備の2段階は省略されることがある。

【新旧対照表（地域防災計画（風水害対策編））】

＜現 行＞

＜改 正 後＞

＜修正理由＞

注) 警報を発令できない場合は、理由を付して通知される。

基準となる水位観測所と水位

観測所名	所在地	水 位	
		水防団待機（通報）	はん濫注意（警戒）
吉井（県）	吉 井	1.50m	2.00m

(4) 水位情報の通知及び周知

国土交通大臣及び知事が、指定する河川の水位が避難判断水位、氾濫危険水位（特別警戒水位）に達したとき、発表する水位到達の通知

指定河川の区域（国土交通大臣）

東条川	左岸	小野市久保木町字下川田 1211 番 3 地先から加古川合流点まで
	右岸	小野市古川町字川ノ上 785 番 3 地先から加古川合流点まで

基準となる水位観測所と水位（国土交通大臣）

観測所名	所在地	水 位
		避難判断
国包	加古川市上荘町国包	4.70m

指定河川の区域（知事）

東条川	左岸	小野市久保木町字下川田 1211 番 3 地先から上流
	右岸	小野市古川町字川ノ上 785 番 3 地先から上流

基準となる水位観測所と水位（国土交通大臣・知事）

観測所名	所在地	水 位
		避難判断
吉井（県）	吉 井	3.30m

(5) 水防指令

県水防本部長（知事）が県の機関に発する水防態勢につく指令

水 防 指 令 の 種 類

種 類	内 容
第 1 号	県機関の職員が第 1 非常配備態勢につくべき指令
第 2 号	県機関の職員が第 2 非常配備態勢につくべき指令
第 3 号	県機関の職員が第 3 非常配備態勢につくべき指令
解 除	県機関の水防非常配備態勢を解除する指令

3 土砂災害に係る情報

(1) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長の避難指示の発令判断や市民の自主避難の判断を支援するため、県と気象台が共同して発表する。市内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災

注) 警報を発令できない場合は、理由を付して通知される。

基準となる水位観測所と水位

観測所名	所在地	水 位	
		水防団待機（通報）	はん濫注意（警戒）
吉井（県）	吉 井	1.50m	2.00m

(4) 水位情報の通知及び周知

国土交通大臣及び知事が、指定する河川の水位が避難判断水位、氾濫危険水位（特別警戒水位）に達したとき、発表する水位到達の通知

指定河川の区域（国土交通大臣）

東条川	左岸	小野市久保木町字下川田 1211 番 3 地先から加古川合流点まで
	右岸	小野市古川町字川ノ上 785 番 3 地先から加古川合流点まで

基準となる水位観測所と水位（国土交通大臣）

観測所名	所在地	水 位
		避難判断
国包	加古川市上荘町国包	4.70m

指定河川の区域（知事）

東条川	左岸	小野市久保木町字下川田 1211 番 3 地先から上流
	右岸	小野市古川町字川ノ上 785 番 3 地先から上流

基準となる水位観測所と水位（国土交通大臣・知事）

観測所名	所在地	水 位
		避難判断
吉井（県）	吉 井	3.30m

(5) 水防指令

県水防本部長（知事）が県の機関に発する水防態勢につく指令

水 防 指 令 の 種 類

種 類	内 容
第 1 号	県機関の職員が第 1 非常配備態勢につくべき指令
第 2 号	県機関の職員が第 2 非常配備態勢につくべき指令
第 3 号	県機関の職員が第 3 非常配備態勢につくべき指令
解 除	県機関の水防非常配備態勢を解除する指令

3 土砂災害に係る情報

(1) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長の避難指示の発令判断や市民の自主避難の判断を支援するため、県と気象台が共同して発表する。市内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災

【新旧対照表（地域防災計画（風水害対策編））】

＜現 行＞

＜改 正 後＞

＜修正理由＞

<p>害)の危険度分布)で、確認することができる。_____避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p> <p>(2) 土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布) 気象台が気象庁ホームページによって提供する情報で、大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに_____安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当 ・「危険」(紫): 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」(赤): 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」(黄): ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当 <hr/> <p>4 その他情報 (略)</p> <p>第3～第6 (略)</p> <p>第3節～第4節 (略)</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開 迅速かつ円滑な災害応急活動を行うことができるよう、活動体制等について定める。</p> <p>第1節～第3節 (略)</p> <p>第4節 避難対策</p> <p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 避難所の運営</p> <p>1～2 (略)</p>	<p>害)の危険度分布)で、確認することができる。<u>危険な場所からの</u>避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p> <p>(2) 土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布) 気象台が気象庁ホームページによって提供する情報で、大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <p><u>【5段階:必要とされる行動等】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに<u>身の安全を確保する必要がある</u>とされる警戒レベル5に相当 ・「危険」(紫): 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」(赤): 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」(黄): ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当 ・<u>「今後の情報に留意」(白): 今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。</u> <p>4 その他情報 (略)</p> <p>第3～第6 (略)</p> <p>第3節～第4節 (略)</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開 迅速かつ円滑な災害応急活動を行うことができるよう、活動体制等について定める。</p> <p>第1節～第3節 (略)</p> <p>第4節 避難対策</p> <p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 避難所の運営</p> <p>1～2 (略)</p>	<p>県地域防災計画に伴う追記</p> <p>県地域防災計画に伴う追記</p>
--	---	---

<p>3 避難所の運営</p> <p>(1) 避難所の開設時には、職員派遣計画に基づき、迅速に、避難所ごとに担当職員を配置する。 また、避難所の運営について、女性の参画を推進するとともに、管理責任者の権限を明確にし、施設管理者、自主防災組織、専門知識を有するNPO・ボランティア等の外部支援者とも連携して、円滑な初動対応を図る。</p> <p>(2) 災害救助法第2条の規定に該当する災害であって、県教育委員会が指定する極めて重大な災害において、学校に避難所が開設された場合、教職員が原則として、次の避難所運営業務に従事できることとし、この期間は7日以内を原則とする。</p> <p>① 施設等開放区域の明示 ② 避難者誘導・避難者名簿の作成 ③ 情報連絡活動 ④ 食料・飲料水・毛布等の救援物資の保管及び配給分配 ⑤ ボランティアの受入れ ⑥ 炊き出しへの協力 ⑦ 避難所運営組織づくりへの協力 ⑧ 重傷者への対応</p> <p>(3) 自主防災組織等は、避難所の運営に対して、市に協力するとともに、役割分担を定め、自主的に秩序ある避難生活を確保するものとする。</p> <p>(4) 避難所開設にあたり、事前に運営スタッフの健康チェック・検温の実施、十分な避難スペース等の確保、衛生物資等の設置を行う。避難者の受入れにあたっては、避難者受付前に健康チェック・検温等を行うほか、身体的距離の確保、換気の励行、体調不良者等の分離など感染症対策に留意した避難所運営を行う。</p> <p>(5) 避難所を開設した場合は、速やかに避難者数の確認、避難者名簿の作成等により、時間経過毎に避難所・避難者に係る情報管理を行い、避難生活に必要な物品の確保や食料、飲料水等の提供、炊き出し等を迅速かつ的確に行う。</p> <p>(6) 市と避難所との情報伝達手段・ルートを確保する。</p> <p>(7) ボランティア活動について、受入窓口の設置やボランティアセンター等と連携し、避難所のニーズに応じた迅速な対応に努める。</p> <p>(8) 要配慮者に対しては、個々の状況に応じた十分な配慮を行うとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。 (→「第3章 第9節 要配慮者支援対策」の項を参照)</p> <p>(9) 指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。</p> <p>(10) 市は、必要により、警察と十分連携を図りながら、避難所パトロール隊による巡回活動を実施する。なお、市で対応が困難な場合は、県に要請する。</p> <p>(11) 保健・衛生面はもとより、避難生活の状況によっては、<u>プライバシーの保護、</u> <u>文化面など幅広い</u> <u>観点から、避難者の心身の健康の維持にきめ細かく配慮した対策を講じる。</u></p> <p>(12) 必要に応じ、避難所における愛玩動物のためのスペースの確保に努める。</p> <p>(13) 避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる。</p> <p>4 保健・衛生対策</p> <p>(1) 救護班等の活動</p>	<p>3 避難所の運営</p> <p>(1) 避難所の開設時には、職員派遣計画に基づき、迅速に、避難所ごとに担当職員を配置する。 また、避難所の運営について、女性の参画を推進するとともに、管理責任者の権限を明確にし、施設管理者、自主防災組織、専門知識を有するNPO・ボランティア等の外部支援者とも連携して、円滑な初動対応を図る。</p> <p>(2) 災害救助法第2条の規定に該当する災害であって、県教育委員会が指定する極めて重大な災害において、学校に避難所が開設された場合、教職員が原則として、次の避難所運営業務に従事できることとし、この期間は7日以内を原則とする。</p> <p>① 施設等開放区域の明示 ② 避難者誘導・避難者名簿の作成 ③ 情報連絡活動 ④ 食料・飲料水・毛布等の救援物資の保管及び配給分配 ⑤ ボランティアの受入れ ⑥ 炊き出しへの協力 ⑦ 避難所運営組織づくりへの協力 ⑧ 重傷者への対応</p> <p>(3) 自主防災組織等は、避難所の運営に対して、市に協力するとともに、役割分担を定め、自主的に秩序ある避難生活を確保するものとする。</p> <p>(4) 避難所開設にあたり、事前に運営スタッフの健康チェック・検温の実施、十分な避難スペース等の確保、衛生物資等の設置を行う。避難者の受入れにあたっては、避難者受付前に健康チェック・検温等を行うほか、身体的距離の確保、換気の励行、体調不良者等の分離など感染症対策に留意した避難所運営を行う。</p> <p>(5) 避難所を開設した場合は、速やかに避難者数の確認、避難者名簿の作成等により、時間経過毎に避難所・避難者に係る情報管理を行い、避難生活に必要な物品の確保や食料、飲料水等の提供、炊き出し等を迅速かつ的確に行う。</p> <p>(6) 市と避難所との情報伝達手段・ルートを確保する。</p> <p>(7) ボランティア活動について、受入窓口の設置やボランティアセンター等と連携し、避難所のニーズに応じた迅速な対応に努める。</p> <p>(8) 要配慮者に対しては、個々の状況に応じた十分な配慮を行うとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。 (→「第3章 第9節 要配慮者支援対策」の項を参照)</p> <p>(9) 指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。</p> <p>(10) 市は、必要により、警察と十分連携を図りながら、避難所パトロール隊による巡回活動を実施する。なお、市で対応が困難な場合は、県に要請する。</p> <p>(11) 保健・衛生面はもとより、避難生活の状況によっては、<u>プライバシーに配慮（避難所開設当初からパーティションを設置する等）するほか、文化的、福祉的（段ボールベッド、栄養バランスの取れた適温の食事等）</u>な観点から、避難者の心身の健康の維持にきめ細かく配慮した対策を講じる。</p> <p>(12) 必要に応じ、避難所における愛玩動物のためのスペース<u>及び資材</u>の確保に努める。</p> <p>(13) 避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる。</p> <p>4 保健・衛生対策</p> <p>(1) 救護班等の活動</p>	<p>県地域防災計画に伴う修正</p>
---	--	---------------------

【新旧対照表（地域防災計画（風水害対策編））】

＜現 行＞

＜改 正 後＞

＜修正理由＞

① 現地医療機関だけで対応できない場合の救護所の設置予定場所の特定に努め、救護班は、救護所を拠点に巡回活動を行う。

② 災害によって生じる睡眠障害、急性ストレス反応、PTSD（心的外傷後ストレス障害）等に速やかに対処するため、県によるこころのケアチーム（DPAT）活動拠点の設置並びに救護所及び避難所への訪問活動等に協力する。

③ やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等、必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境を確保する。

(2) 保健活動の実施
加東健康福祉事務所と協力し、（一社）小野市・加東市医師会等関係機関と連携を図り、保健師、栄養士等による巡回健康相談や栄養相談を実施する。

(3) 仮設トイレの確保
避難所の状況により仮設トイレを設置、管理する。その
_____ 確保が困難な場合、県にあつせん等を求める。

(4) 入浴、洗濯対策
仮設風呂や洗濯機を設置管理する。その確保が困難な場合は、県に民間業者のあつせんや自衛隊への協力要請等を求める。
なお、市の公共施設として次の入浴施設を確保している。

施設名	所在地	電話
滝野温泉ぽかぽ	下滝野 1283-1	48-1126
東条福祉センター「とどろき荘」	岡本 1571-1	46-0912

(5) 食品衛生対策
食品の衛生管理に配慮し必要に応じて、県に食品衛生監視員の派遣を要請する。

(6) 感染症予防対策
感染症予防のための手洗いの励行や清掃等の衛生対策に努める。被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

5～7 （略）

8 避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮
やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等、必要な物資
_____ の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

9 その他 （略）

第6 避難所設備の整備 （略）

第5節 住宅の確保

応急仮設住宅の建設、住家の応急的補修、既設公営住宅の活用等、居住の確保を図るための対策について

① 現地医療機関だけで対応できない場合の救護所の設置予定場所の特定に努め、救護班は、救護所を拠点に巡回活動を行う。

② 災害によって生じる睡眠障害、急性ストレス反応、PTSD（心的外傷後ストレス障害）等に速やかに対処するため、県によるこころのケアチーム（DPAT）活動拠点の設置並びに救護所及び避難所への訪問活動等に協力する。

③ やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等、必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境を確保する。

(2) 保健活動の実施
加東健康福祉事務所と協力し、（一社）小野市・加東市医師会等関係機関と連携を図り、保健師、栄養士等による巡回健康相談や栄養相談を実施する。

(3) 仮設トイレの確保
避難所の状況により仮設トイレを設置、管理するとともに、簡易トイレ、トイレカートイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に努めるものとする。仮設トイレの確保が困難な場合、県にあつせん等を求める。

(4) 入浴、洗濯対策
仮設風呂や洗濯機を設置管理する。その確保が困難な場合は、県に民間業者のあつせんや自衛隊への協力要請等を求める。
なお、市の公共施設として次の入浴施設を確保している。

施設名	所在地	電話
滝野温泉ぽかぽ	下滝野 1283-1	48-1126
東条福祉センター「とどろき荘」	岡本 1571-1	46-0912

(5) 食品衛生対策
食品の衛生管理に配慮し必要に応じて、県に食品衛生監視員の派遣を要請する。

(6) 感染症予防対策
感染症予防のための手洗いの励行や清掃等の衛生対策に努める。被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

5～7 （略）

8 避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮
やむを得ず避難所に滞在することができない被災者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うとともに、被災者支援にかかる情報を避難所以外の場所に滞在する被災者に対しても提供する。また、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

9 その他 （略）

第6 避難所設備の整備 （略）

第5節 住宅の確保

応急仮設住宅の建設、住家の応急的補修、既設公営住宅の活用等、居住の確保を図るための対策について

県地域防災計画に伴う修正

県地域防災計画に伴う追記

<p>定める。</p> <p>1～2 （略）</p> <p>3 住宅の応急修理</p> <p>(1) 住宅が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力をもって住宅の応急修理を実施できない者（半壊及び準半壊）又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者（大規模半壊）に対しそのままでは住むことができない状態にあるが、破損箇所に手を加えれば何とか日常生活を営むことができる場合に、居室、炊事場、トイレ等、最小限度の日常生活を維持するために必要な部分について、建設業者等の協力を得て_____応急修理を実施する。</p> <p>(2) 建築業者の不足や、建築資機材の調達困難があるときは、県に対し可能な限り次の事項を示してあつせん、調達を依頼する。</p> <p>① 被害戸数（大規模半壊、半焼・半壊、準半壊）</p> <p>② 修理を必要とする戸数</p> <p>③ 調達を必要とする資機材の品目及び数量</p> <p>④ 派遣を必要とする建築業者数</p> <p>⑤ 連絡責任者</p> <p>⑥ その他参考となる事項</p> <p>4～5 （略）</p> <p>第6節 食料・飲料水及び物資の供給 （略）</p> <p>第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等</p> <p>災害時におけるPTSD（心的外傷後ストレス障害）等の精神的不安に対する対応方法、健康相談及び訪問指導等の健康対策、食品の衛生管理、感染症対策並びに犠牲者の遺体の火葬等の実施について定める。</p> <p>第1 健康対策</p> <p>1 巡回健康相談の実施 （略）</p> <p>2 巡回栄養相談の実施</p> <p>(1) 県と協力して、災害時における行政栄養士活動ガイドラインに基づき、<u>県栄養士会等関係団体</u>と連携して、避難所や仮設住宅、給食施設等を巡回し、被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため栄養士による巡回栄養相談等を実施する。</p> <p>(2) 避難所生活が長期化する場合には、食事等について県に助言を求める。</p> <p>(3) 県と協力して、避難所解消後においても被災者の食の自立が困難である場合には、巡回栄養相談を継続するとともに、小グループ単位において栄養健康教育を実施するなど、被災者の栄養バランスの適正化を支援する。</p> <p>(4) 県と協力して、巡回栄養相談の実施に当たり、要配慮者はじめ、被災者の栄養状態の把握に努める。</p> <p>3～4 （略）</p>	<p>定める。</p> <p>1～2 （略）</p> <p>3 住宅の応急修理</p> <p>(1) 住宅が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力をもって住宅の応急修理を実施できない者（半壊及び準半壊）又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者（大規模半壊）に対しそのままでは住むことができない状態にあるが、破損箇所に手を加えれば何とか日常生活を営むことができる場合に、居室、炊事場、トイレ等、最小限度の日常生活を維持するために必要な部分について、建設業者等の協力を得て、<u>ブルーシートの展張等を含む</u>応急修理を実施する。</p> <p>(2) 建築業者の不足や、建築資機材の調達困難があるときは、県に対し可能な限り次の事項を示してあつせん、調達を依頼する。</p> <p>① 被害戸数（大規模半壊、半焼・半壊、準半壊）</p> <p>② 修理を必要とする戸数</p> <p>③ 調達を必要とする資機材の品目及び数量</p> <p>④ 派遣を必要とする建築業者数</p> <p>⑤ 連絡責任者</p> <p>⑥ その他参考となる事項</p> <p>4～5 （略）</p> <p>第6節 食料・飲料水及び物資の供給 （略）</p> <p>第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等</p> <p>災害時におけるPTSD（心的外傷後ストレス障害）等の精神的不安に対する対応方法、健康相談及び訪問指導等の健康対策、食品の衛生管理、感染症対策並びに犠牲者の遺体の火葬等の実施について定める。</p> <p>第1 健康対策</p> <p>1 巡回健康相談の実施 （略）</p> <p>2 巡回栄養相談の実施</p> <p>(1) 県と協力して、災害時における行政栄養士活動ガイドラインに基づき、<u>県栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）等</u>と連携して、避難所や仮設住宅、給食施設等を巡回し、被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため栄養士による巡回栄養相談等を実施する。</p> <p>(2) 避難所生活が長期化する場合には、食事等について県に助言を求める。</p> <p>(3) 県と協力して、避難所解消後においても被災者の食の自立が困難である場合には、巡回栄養相談を継続するとともに、小グループ単位において栄養健康教育を実施するなど、被災者の栄養バランスの適正化を支援する。</p> <p>(4) 県と協力して、巡回栄養相談の実施に当たり、要配慮者はじめ、被災者の栄養状態の把握に努める。</p> <p>3～4 （略）</p>	<p>県地域防災計画に伴う追記</p> <p>県地域防災計画に伴う修正</p>
---	---	---

第2～第4（略）

第8節～第14節（略）

第15節 鉄道施設の応急対策

西日本旅客鉄道(株)は、以下のとおり、鉄道施設における応急対策等を実施するものとされている。

1 対策本部の設置

災害が発生した場合には、現地に現地対策本部を、また、統括本部内等に統括本部対策本部を設置するものとされている。

2 発災時の初動体制

(1) 施設に対する防災対策

- ① 線路構造物の防災強度及び耐久性を把握するため、定期検査を実施、常に構造物の状態を把握するとともに、線路構造物の警備箇所を定め、降雨・強風等の線路警備及び巡回計画を定める。
- ② 線路に影響のあるダム¹の放流、及び灌漑用水池等の溢水及び堰堤決壊のおそれのあるものについては、関係機関と連絡体制について定める。

(2) 防災体制

- ① 風水害の発生が予想される場合は、鉄道事故及び災害応急処置準則に基づき必要な体制をとる。
- ② 列車の運転、線路及び電車線路の保守に係る各所長は、異常気象等の予報及び警報の伝達を受けた場合は、鉄道気象通報取扱準則の定めにより関係社員に伝達する。
 - ア 風水害その他災害時の運転規制

災害時運転取扱手続き及び近畿統括本部災害時運転取扱標準に定めるところにより、時間雨量、連続降雨量が基準を超えた場合、風速計が運転規則基準に達した場合及び落石等が発生した場合は列車の速度規制又は運転見合わせを行う。
 - イ 降雨時の対策

災害対策本部の設置、除雪の体制及び列車の運転確保などを行う。

(3) 旅客等の案内及び避難

- 災害が発生した場合は、被災線区等の輸送状況、被害状況等を把握し、次のとおり旅客等に案内する。
 - ① 駅等での旅客に対する案内

災害時に、旅客の不安感を軽減し、動揺、混乱を防止するため、掲示、放送等により適切に案内する。
 - ② 乗務員の旅客に対する案内

乗務員は、災害により列車を運行する上で危険を認め、列車を停止させた場合や、輸送指令の指示により徐行を行う場合は、車内放送等により案内を行い、旅客の動揺、混乱の防止に努める。
 - ③ 避難誘導

災害の発生に伴い建物倒壊、火災発生及び二次的な災害発生のおそれがある場合は、旅客等を一時的に安全な場所に誘導する。

第2～第4（略）

第8節～第14節（略）

第15節 鉄道施設の応急対策

西日本旅客鉄道(株)は、以下のとおり、鉄道施設における応急対策等を実施するものとされている。

1 対策本部の設置

災害等の発生又は発生の恐れがある場合は、総括本部対策本部および現地対策本部を設置する。

2 初動体制

お客様の救護を最優先として対応し、現地や被害状況の情報を収集・集約や状況に応じた方針の決定、要員配置の見直し等を行う。迅速かつ幅広い支援を要請するために、警察・消防・自治体・運輸局等関係機関、および社内外の必要な箇所に対して、速やかに必要な情報提供を行う。

3 運転規制

災害時運転取扱手続きおよび近畿統括本部災害時運転取扱標準に定めるところにより、時間雨量、連続降雨量が基準値を超えた場合、風速計が運転規則基準値に達した場合、及びその他運転規制の基準に達した場合は列車の速度規制又は運転見合わせを行う。

4 旅客等の救護及び避難

現地の社員・消防隊員・警察官・近隣住民等と相互に協力し、お客様の救護や避難誘導等にあたること。また、状況に応じて駅や車内放送等を利用し、お客様への案内や協力要請を行う。

5 復旧

現地や被害状況を踏まえた適切な復旧計画を策定し、最大限の要因配置を行うことにより、復旧作業を円滑に進めるとともに、必要な情報発信を適宜行う。

県地域防災計画に伴う修正

【新旧対照表（地域防災計画（風水害対策編））】

＜現 行＞	＜改 正 後＞	＜修正理由＞
<p>ア) 火気使用の厳禁及び立入禁止の措置 イ) 漏えい箇所の修復 ウ) 漏えい箇所付近の弁等の閉鎖 カ 水質試験室における薬品類の飛散・漏えい 災害発生後、速やかに点検を実施し、応急措置を講じる。 キ 池及びタンクからのいっ水や漏水 土のうなどによって流出防止の措置をとるとともに、可搬式ポンプによる排水を行い、機械及び電気設備への浸水を防止する。 (2) 復旧作業の現状と見通し等の伝達 被災状況、応急復旧状況、回復見込み等の情報を市民、防災関係機関、報道機関等に対し、迅速かつ的確に提供する。</p> <p>第4章～第5章 （略）</p> <p>第4編 災害復旧計画 （略）</p> <p>第5編 災害復興計画 （略）</p>	<p>ア) 火気使用の厳禁及び立入禁止の措置 イ) 漏えい箇所の修復 ウ) 漏えい箇所付近の弁等の閉鎖 カ 水質試験室における薬品類の飛散・漏えい 災害発生後、速やかに点検を実施し、応急措置を講じる。 キ 池及びタンクからのいっ水や漏水 土のうなどによって流出防止の措置をとるとともに、可搬式ポンプによる排水を行い、機械及び電気設備への浸水を防止する。 (2) 復旧作業の現状と見通し等の伝達 被災状況、応急復旧状況、回復見込み等の情報を市民、防災関係機関、報道機関等に対し、迅速かつ的確に提供する。</p> <p>第4章～第5章 （略）</p> <p>第4編 災害復旧計画 （略）</p> <p>第5編 災害復興計画 （略）</p>	